

# 大牟田市諏訪公園指定管理者仕様書

令和5年

大牟田市 都市整備部 都市計画・公園課

## 目 次

1. 管理運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・ 2
3. 緑化の普及・啓発事業、協働事業等の実施・ 8
4. 公園施設の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 施設等の帰属・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
6. 管理運営状況のモニタリング・・・・・・・・・・ 9
7. 協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

指定管理者が諏訪公園の管理運営を行う業務の範囲と基準等については、大牟田市都市公園指定管理者募集要項に定めるもののほか、この仕様書による。

## 1. 管理運営方針

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、利用者の利便性の向上を図る必要がある。

指定管理者は、本仕様書に掲げる諏訪公園及び付随する公園施設を管理運営するに当たっては、次に掲げる項目に留意しなければならない。

大牟田市（以下「市」という。）は、施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対する指示等を行う。

### (1) 基本方針

- ① 諏訪公園は、公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取り扱いをすること。
- ② 諏訪公園は、利用者の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供する目的で設置されたものであり、その設置目的を踏まえながら、従来の管理水準を担保し、適正な管理運営に努め、行政の代行として利用者の信頼に応えること。
- ③ 指定管理者は、施設の管理について、利用者の多様なニーズに応えた顧客満足度の高いサービスの提供を行って、効果的かつ効率的な管理運営を目指すこと。

### (2) 維持管理方針

- ① 施設管理については、各施設、設備等の位置、機能及び特性を十分に理解したうえで、全ての施設（テニスコート及び関連倉庫を除く）を清潔かつ機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るよう適正な維持管理を行い、必要に応じて保守点検を行うこと。
- ② 植物管理については、各植物の特性に配慮したうえで、適正に管理すること。

### (3) 運営方針

- ① 多様なニーズに応えるため、必要に応じて利用者の要望等を聴取し、施設の運営に反映させること。
- ② 施設の運営に当たっては、利用者及び利用団体との連携を図ること。

### (4) 法令等の遵守

訪公園の管理運営に当たっては、次の法令等を遵守し、適正な管理を行わなければならない。なお、指定期間中に法令等の改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

- ① 地方自治法及び同施行令等の行政関連法規
- ② 労働基準法等の労働関連法規
- ③ 都市公園法及び同施行令
- ④ 大牟田市都市公園条例及び同施行規則
- ⑤ 大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律
- ⑦ 大牟田市情報公開条例及び同施行規則
- ⑧ 施設・設備の維持保全関係法令

⑨その他関係法令等

2. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 市と指定管理者の業務分担については、「大牟田市と指定管理者の業務分担」(別表1)のとおりとする。

(2) 業務の区域は別図-1～3のとおり都市計画決定区域(公園予定地を含む)及び国土交通省と管理協定書を交わした区域で以下の区域を除く。

①テニスコート及び関連倉庫内

市が都市公園法第5条及び6条の許可を行った施設及び物件区域

(3) 大牟田市都市公園条例、同施設規則に基づく業務

公園の行為許可及び利用制限等に関する業務の主なものについて

①公園施設の行為許可

ただし、テニスコート及び関連倉庫は除く。

②利用調整(施設案内、利用指導、苦情対応)

③利用促進(事業実施、宣伝広報、諏訪公園ホームページの更新等)

④災害時等の対応(応急作業)

⑤事故・火災の対応(管理者の瑕疵による事故、施設火災)

(4) 公園の維持管理等に関する業務

指定管理者は、維持管理作業一覧(別表2)の管理水準を担保し、公園を常に良好な状態に維持すること。

①植物管理

ア 樹木剪定

・基本剪定(樹形の骨格づくり)及び軽剪定(枝の切詰めや枝すかし)等を剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行うこと。

・公園樹木は、特に修景及び管理上、規格形あるいは強剪定をする必要がある場合を除き、自然形に仕立てること。

・花木類の剪定は、花芽の分化時期や花芽の位置に注意すること。

イ 生垣刈り込み

・樹木の特性に応じて切詰め、刈り込み線の美しさを維持すること。

・仕立て直しの必要性が生じた場合は、市と事前に協議すること。

ウ 株物(低木)刈り込み

・密生箇所を切り透かし、前年の切口面に従って一定の形に刈り込むこと。

エ 施肥

・植物(木本類、草本類)の特性や施肥の種類(寒肥、追肥)を配慮し、最も効果的な方法で行うこと。

オ 病虫害防除

・病虫害発生の早期発見に努め、極力薬剤を使用しない方法(剪定防除、捕殺等)により、防除を行うこと。

- ・薬剤を使用する場合、その農薬が登録農薬であることを確認することとあわせ、農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用基準を遵守し、農薬指導士の指導に基づき、人畜等に被害が生じないように十分気をつけ、適正に使用すること。
  - ・散布に際しては公園利用者等に事前周知を行うとともに健康被害の防止に十分配慮すること。
  - ・薬剤を散布した時は、薬剤の名称、登録番号、最終有効期限、使用年月日、使用場所、適用樹種名、適用病害虫名、使用量及び希釈倍率を記録しておくこと。
  - ・農林水産省、環境省、国土交通省等、その他薬剤防除に関する最新の関係省庁通達を遵守すること。
- カ 枯損木、支障木処理
- ・危険防止及び景観維持等のため、枯損木（枯木、枯枝、損傷木）を早期に発見し、適切に処理すること。
- キ 人生記念樹管理
- ・適正な成長を促すための剪定が必要な場合は、事前に市と協議すること。
  - ・プレート等が紛失している場合、市と協議すること。
  - ・年1回の枯れ木調査を行い、枯損木が生じた場合は当該年度の植栽適期に植替えを行うこと。
- ク 支柱管理
- ・定期的に支柱の点検を行い、支柱の取替え、撤去、結束直しを行うこと。
- ケ 灌水
- ・長期の日照りや干ばつ等の場合には、状況に応じて灌水を行うこと。
- コ 芝生地管理
- ・別図-3及び別表3を参考に適正な管理を行うこと。
  - ・芝生の除草剤散布については、別表4の基準を基本とするとともに必要最低限の使用に留め、病虫害防除の項に記載した内容を遵守すること。
  - ・必要に応じ、目土がけ、ブラッシング、補植等を適切に行うこと。
  - ・刈くずの処分は、一般廃棄物処分業の許可を受けた施設に搬入し処理すること。
- サ 防災、災害復旧
- ・強風や台風の接近が予想される場合、事前に支柱やその結束を点検し、倒木被害を予防すること。
  - ・強風や台風の影響で被害が見込まれる場合、速やかに被害状況を調査し、市に報告すること。
  - ・強風や台風により、傾いたり倒れた状態になった樹木や折れ枝は、軽微な場合、市に報告後、復旧、伐採、折れ枝撤去等の処置をし、甚大な被害の場合は、市と協議すること。
- シ 発生材の収集運搬処理
- ・植物管理業務により生じた発生材のうち剪定、伐採による枝葉は一般廃棄物処分業の許可を受けた施設に搬入し処理すること。
- ス 花壇及びプランターの管理

- ・エントランス周辺及びモニュメント周囲プランターの草花については、年2回の植替えを基本に、四季を通じ観賞できるよう適正な管理に努めること。

## ②施設管理

施設の機能を十分に発揮させ安全快適に利用できるよう、適切に管理することとあわせ、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うとともに、部品交換や施設の修繕を行うこと。

### ア 園内清掃

- ・当該公園はごみ持ち帰り推奨区域に指定されており、園路・広場・駐車場等利用者が常に利用する区域を中心に、毎日の定期巡回時等にゴミ・チリ（犬の糞含む）の収集を行い常に清潔な公園の維持に努めること。
- ・その他植え込みや未公開区（別図3参照）、利用者の目に付かない場所に放置されたゴミについても、発見次第撤去収集を行うこと。
- ・落葉等の清掃については、春・秋の落葉発生時期を踏まえ、植え込み内を除き適宜実施する。
- ・台風等により枝葉やゴミが散乱した場合は、速やかに除去すること。

### イ 除草・草刈

- ・別図-3及び別表3を参考に適正な管理を行うこと。
- ・刈くずの処分は、一般廃棄物処分業の許可を受けた施設に搬入し処理すること。
- ・除草剤散布については、別表4の基準を基本とするとともに必要最低限の使用に留め、病虫害防除の項に記載した内容を遵守すること。

### ウ 便所の管理

- ・別表5の清掃仕様に基づき、便器、土間の水洗い及び薬剤洗浄を実施し常に清潔な便所の維持に努めること。
- ・便器詰りやいたずらにより利用ができなくなった場合は、速やかに使用禁止の措置を行うとともに早急な復旧に努めること。
- ・ホームレスの寝泊りに利用されている形跡があった場合は、目的外利用として片付けを行うとともに、発見した場合は退去の指導を行うこと。
- ・トイレットペーパーは常に補充し、公園利用者の利便性の向上に努めること。

### エ 排水施設の清掃

- ・園内の溜桧、側溝（国土交通省との協定施設を除く）等、排水施設の機能を維持するため適宜点検し、落葉・土砂等の除去に努めること。

### オ 池・池設備の管理

- ・自然観察の池及びふれあいの池の水抜き清掃については年1回実施し、別表6の仕様に基づき、廃棄物処理関連法令を遵守し適正に実施すること。
- ・せせらぎについては別表6を参考に適宜清掃を行うこと。
- ・各種ポンプ設備の点検についても別表7の点検報告書に基づき同時に実施すること。
- ・アオミドロや藻の発生、その他いたずら等によるゴミ等の投げ入れが生じた場合は、景観維持が担保可能な頻度で適宜除去すること。
- ・自然観察の池に流れ込むせせらぎ内へは裸足での立ち入りは禁止としているため、利用

者への指導を徹底すること。

- ・せせらぎ内でガラスの投げ入れ等が判明した場合、速やかに清掃を行い利用者の安全に努めること。
- ・自然生態園の池はヤゴをはじめ水生生物が生育しているため上池下池の水枯れが生じないよう水管理に留意すること。

#### カ 施設修繕

- ・公園内の施設、別表8に記載されている施設（関連設備を含む）について不備が生じた場合、速やかに部品取替え、修繕を行うこと。ただし1件当り30万円以下とし、年間の総額が180万円を超える場合は市と協議するものとする。
- ・年間の総額については、部品取替え、修繕の他、施設の更新費用を含んでいるため、適切な管理計画を立てること。
- ・1件当り30万円を超える修繕が生じる場合は、速やかに市に報告すること。
- ・施設の予防保全型管理を目的に策定した公園施設長寿命化計画に定められた施設は、当計画を基に修繕、塗装等の管理を行うこと。

#### キ ゴミの収集運搬・集積

- ・園内清掃作業により収集したゴミ（自主事業により発生したゴミを除く）は分別し指定の袋に入れた後、市が指定する場所に集積し市に収集依頼をすること。
- ・自主事業により発生したゴミは指定管理者の責任において適正に処理すること。

#### ク 巡回・利用指導

- ・公園の利用状況や利用者のモラル向上、園内の異常等を把握するため、1日1回以上（定められた休日日を除く）の園内巡回を実施すること。
- ・利用モラルに反した行為を見つけた場合、利用指導を行い秩序ある公園利用者の普及促進に努めること。

#### ケ ホームレスへの対応

- ・ベンチの長時間使用や私物を放置する等の迷惑行為、小屋等の設置や四阿等の占用を防止又は排除するために必要な注意、指導を行うこと。
- ・自立の支援等が必要な場合は、市に報告すること。

#### コ 犬等動物への対応

- ・犬の散歩の際、リードを装着し、糞を持ち帰るよう、注意、指導を行うこと。
- ・野良猫や野鳥への餌やりを行わないよう、注意、指導を行うこと。

#### サ 施設点検

- ・公園施設は「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（国土交通省）に基づき安全点検を行い、別表9に記載された施設については、定期点検等を実施すること。  
遊具については、市が作成した遊具点検表（別表10）及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人日本公園施設業協会）に基づき月1回以上の日常点検と年1回以上の専門技術者による定期点検を実施して市に書類を提出すること。
- ・各場所に設置された防犯カメラが正常に作動しているか確認するとともに、警察等より

犯罪捜査の目的により画像及び記録媒体の情報提供の要請を受けたときには、市に報告し、記録媒体の取り出し等に協力すること。

#### シ 防災・災害復旧

- ・強風や台風の接近が予想される場合、事前に施設を巡回し、適切な処置を行い被害を最小限にとどめること。
- ・強風や台風の影響で被害が見込まれる場合、速やかに被害状況の調査をすること。
- ・強風や台風により、被害を受けた施設の修繕は、軽微な場合、市に報告後処理（火災保険適用施設を除く）し、甚大な被害の場合は、市と協議を行うこと。

#### ③管理事務所

- ・指定管理者が管理運営業務を行うに当たっては、次の管理事務所で行うこと。

所在地 大牟田市岬町1の3（レクリエーションゾーン エントランス内）

施設等概要 建物：延べ面積 約80㎡（木造平屋建）

- ・管理事務所（付属設備機器含む）については、無償で貸与するが、その他必要な設備機器、事務用機器、消耗品等については、指定管理者自らで用意すること。
- ・管理事務所の使用に当たっては適切な頻度で清掃を行い、快適な状態を維持すること。特に売店部分については、年に2回以上清掃業者による清掃を行うものとする。
- ・事務所内の備品については指定管理者の責任で維持管理を行い、使用者の責により発生した破損・汚れ等を補修・清掃し、指定期間終了後、市に返還すること。
- ・管理事務所に備え付けのAED（自動体外式除細動器）については、毎日のインジケータ（AEDの状態を確認するためのランプや画面）の確認のほか、使用期限が定められた消耗品等の交換を確実に行うこと。
- ・また救命講習会等へ参加し緊急時に備えるとともに、利用者へAEDの所在について広報を行うこと。
- ・必要に応じ指定管理者自ら管理事務所を設置することも可能とし、場所、規模及び構造等については、事前に市と協議すること。

#### ④管理倉庫及び休憩所

- ・指定管理者が管理運営業務を行うに当たり、次の管理倉庫及び休憩室を使用すること。

所在地 大牟田市岬町1の3（スポーツ休養ゾーン 臨時駐車場内）

施設等概要 建物（倉庫）：延べ面積 約70㎡（軽量鉄骨造、平屋建）

建物（休憩室）：延べ面積 約10㎡（軽量鉄骨造、平屋建）

- ・建物（付属設備機器含む）については、無償で貸与するが、その他必要な設備機器事務用機器、消耗品等については、指定管理者自らで用意すること。
- ・管理倉庫及び休憩所の使用に当たっては適切な頻度で清掃を行い、快適な状態を維持すること。
- ・使用に当たっては指定管理者の責任で維持管理を行い、指定管理者の責により発生した破損・汚れ等を補修・清掃し、指定期間終了後、市に返還すること。
- ・必要に応じ指定管理者自ら管理倉庫及び休憩所を設置することも可能とし、場所、規模及



び構造等については、事前に市と協議すること。

#### (5) 公園の運営に関する業務

指定管理者は、施設の活性化及び公園利用者の利便性の向上を目的として、実施するものとする。売上収入については、収支予算・決算に計上すること。

##### ①売店等の設置・運営

- ・売店等の物販施設を最低1ヶ所以上設置するものとし、場所は市と協議すること。
- ・物販内容については、都市公園であることを踏まえ社会通念上の範囲とすること。
- ・飲食物を取り扱う場合は、食品衛生法を遵守し、施設及び設備の清掃、洗浄及び消毒の方法を定めることとし、排水溝の清掃を定期的に行うこと。

##### ②利用者料金等の収納業務

- ・レクリエーショングッズの貸出しと利用料金等の徴収について、レンタル品の貸出しは、公園利用者の利便性向上を目的とした利用サポート的な品物とする。

##### ③集客イベントの開催

- ・公園の利用促進のために集客イベントを開催するよう努めるもの。特に屋外で過ごしやすい春や秋の行楽シーズンにおいては、規模の大小にかかわらずイベントを実施するよう努めるもの。また、各種外部団体が申請するものには指定管理者としてできるかぎり協力するもの。
- ・イベントの開催については、事前に市と協議し、公園利用者がいつでも無料で利用できる都市公園であることを基本とし、従来の公園利用を著しく妨げない範囲で行うとともに、他の利用者及び周辺住民環境に配慮すること。

##### ④諏訪公園の情報発信（掲示板・ホームページ等による）

- ・各種媒体を通じて諏訪公園の情報を発信し、認知度の向上に努めること。
- ・諏訪公園ホームページの保守・運用を引き継ぎ、施設案内や花の見ごろ、イベントなどの公園の魅力を情報発信すること。2週間に1回以上は公園に関する写真付きの情報を掲載し、情報の更新やメンテナンス等の管理も併せて定期的に行うこと。
- ・園内で開催されるイベント情報は、開催日が決定したら、諏訪公園ホームページとともに管理棟前の掲示板に掲載すること
- ・諏訪公園の園内マップは、写真や解説がついており随時更新すること。

※諏訪公園の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。ただし、自主事業を実施する場合は、事前に市に業務計画書を提出し、その承認を受けること。

#### (6) その他の管理業務

##### ①要望・苦情等の処理

公園利用者等から苦情・要望があった場合は、適切な対応を行い、速やかにその内容を市に報告すること。

##### ②放置自転車の取り扱い

- ア 乗り入れ禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するように指導すること。

イ 乗り入れ禁止区域以外の場所において、自転車等の放置により公園の美観を損ねるなど公園管理上支障がある場合は、当該自転車等を整理し、又は自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するとともに当該利用者等に対し当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けること。また、注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が長期間放置されている時は、市に対し放置の状況を報告すること。

ウ 市が、放置自転車を撤去する際には現地確認をすること。

### ③放置自動車についての対応

放置自動車を発見した場合には、警告書の貼付、警察署への照会及び市へ報告等を行うこと。

### ④不法投棄の取り扱い

不法投棄と推測される物件を発見した場合は、警察へ通報し、所有者の特定に努めること。

所有者の特定に至らなかった場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切な処理を行うこと。

### ⑤事故・火災等緊急時の対応

公園内で事故・火災等が発生した場合、現地調査や当事者・関係者に聞き取り調査を行い、適切な処置をすること。

管理上の瑕疵による賠償は、市が加入する保険での対応が可能であるが、示談交渉や事故報告書等の必要書類の作成、手続きについて対応すること。

ただし、指定管理者の自主事業、並びに飲食物など物品の販売に起因するものは本市保険の適用外となるため、必要な損害賠償保険に加入すること。

火災保険については、市が加入する施設（トイレ等の建物）について市の保険で対応が可能であり、必要書類等の作成、手続きについて対応すること。

### ⑥行為許可

大牟田市都市公園条例第3条にかかる行為の許可については市が定める許可基準を遵守し適正な利用に努めること。

また、公平な利用に資するため毎月初めの開庁日には早朝受付を実施しており、午前7時から7時半まで都市計画・公園課の受付窓口で行為許可に伴う準備、対応を行うこと。

占用許可等、指定管理者で対処できない事務については速やかに市に報告し指示を受けること。

## (7) その他市長が必要と認める業務

## 3. 緑化の普及・啓発事業、協働事業等の実施

### (1) 相談業務

緑化の普及・啓発のため、イベント開催時等に緑の相談窓口を設けること。

### (2) 市民等との協働事業の実施

①市民、ボランティア、緑のまちづくり活動団体等（以下「活動団体等」という。）と緑化の普及、啓発に係る協働事業を実施すること。

②本施設において活動する活動団体等との活動内容の調整を行うこと。

(3) 市の緑化施策に関する広報

市の緑化施策に関し、必要な広報業務を行うこと。

4. 公園施設の設置

自主事業並びに利便性を高めるために設置する施設（自動販売機、売店等）については都市公園法第5条による市の許可が必要であり、事前に協議を行うこと。

5. 施設等の帰属

(1) 指定管理者が設置した施設のうち簡易なもの（基礎等が簡易で容易に撤去できるもの等）以外については、指定期間終了日をもって市に帰属すること。

(2) 指定管理者が任意で購入・調達したもの及び設置した簡易な施設については指定期間終了日をもって撤収すること。

6. 管理運営状況のモニタリング

指定管理者による適切な管理運営を確保するため、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づきモニタリングを実施するので、必要な資料作成やヒアリングに対応すること。

7. 協議

この仕様書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じた場合、又は変更が生じた場合は市と協議し決定する。

## ◇大牟田市と指定管理者の業務分担

項目	内容	区分		備考	
		大牟田市	指定管理者		
公園の管理運営	利用調整	・施設案内		○	
		・利用指導		○	
		・苦情対応		○	
	利用促進	・事業実施		○	
		・宣伝広報		○	
	災害時等の対応	・応急作業		○	※1
		・復旧作業	○		※1
	事故・火災	・管理者の瑕疵による事故		○	※2
・施設火災		○	○	※3	
公園の維持管理	施設管理	・保守管理(法定点検等)		○	
		・維持管理(清掃、警備等)		○	※4
		・備品管理		○	※5
		・施設修繕	○	○	※6
		・施設修繕(予防保全型管理等)	○	○	※7
		・施設整備	○		※8
	植物管理	・樹木、芝生等の維持管理		○	※9
公園の法的管理	許認可等	・設置管理許可	○	受渡しのみ	
		・占用許可	○	受渡しのみ	
		・行為の許可等		○	
		・利用料等の収納		○	

※ 予防保全型管理とは、劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる管理のこと。(塗装など)  
 ※ その他この表に定めのない事項、疑義が生じる場合は、必要に応じて市民サービスの低下にならないよう、指定管理者と市で協議を行うものとする。

※1 緊急時には、相互に協力しあうこと。

※2 市が加入する賠償保障保険での対応が可能であるが、示談交渉や事故報告書等必要書類の作成、手続きについて対応すること。ただし、指定管理者の自主事業並びに飲食物など物品の販売に起因するものは市の保険の適用外となるため、必要な損害賠償保険に加入すること。

※3 市が加入する火災保険に加入する建物については市の保険で対応。

※4 光熱水費の支払いも含む。

※5 消耗品等の購入も含む。

※6 一件あたり30万円以下のものとする。ただし、年間の総額が180万円を超える場合は市と協議するものとする。

※7 一件あたり30万円以下のものとする。ただし、年間の総額が110万円を超える場合は市と協議するものとする。

※6、7、一件あたり30万円を超える修繕については、市の業務とする。ただし、指定管理者にその業務を委託することがある。

※8 事業計画書で提案のあった、施設のリニューアル、施設の設置を除く。

※9 人生記念植樹の枯損木の補植、芝生の張り替え含む。

維持管理作業一覧表

項目		内容	備考	管理頻度
① 植物管理				
ア	樹木剪定	基本剪定、軽剪定、その他剪定	高木、中木、藤等	随時
イ	生垣刈り込み	生垣剪定	レッドロビン、カイズカイブキ、ネズミモチ等	1回以上/年
ウ	株物(低木)刈り込み	株物剪定、寄植刈込剪定	アベリア、ツツジ、シャリンバイ等	別表3
エ	施肥	寒肥、追肥等	樹木、草本類全般	随時
オ	病害虫防除	剪定防除、害虫捕殺、消毒剤散布等	樹木、草本類全般	随時
カ	枯損木、支障木処理	枯木撤去、損傷木処置、ひこばえ・通行支障木剪定等	樹木全般	随時
キ	人生記念樹管理	記念プレート取付、植替え等	人生記念樹(517本 R5.4現在)	1回以上/年
ク	支柱管理	取替え、撤去、結束直し	樹木全般	随時
ケ	灌水	灌水	散水栓使用	随時
コ	芝生地管理	芝刈、除草剤散布、施肥、目土掛、縁切等	芝生地	別表3
サ	防災、災害復旧	予防点検、被災状況調査、復旧、伐採等	台風、強風時等	随時
シ	発生材の収集運搬処理	一般廃棄物処理業の許可を受けた施設へ搬入・処理	伐採木等	随時
ス	花壇及びプランターの管理	植替え、除草、追肥、灌水等	園内各所	別表3
② 施設管理				
ア	園内清掃	ゴミ、チリの回収、掃き清掃等	園路、広場等の一般利用区域	随時
イ	除草・草刈	除草、草刈、薬剤散布等	園内全般	別表3
ウ	便所の管理	便所清掃、使用管理・指導等	園内全6ヶ所	別表5
エ	排水施設の清掃	溜槽、側溝の浚渫等		随時
オ	池・池設備の管理	せせらぎ・池清掃、設備点検、利用者指導、水管理等	園内池3ヶ所	別表6, 9
カ	施設修繕	遊具、水道、電気施設等の修繕、更新、予防保全型管理	随時	随時
キ	ゴミの収集運搬・集積	清掃ゴミの搬出		1回/週程度
ク	巡回・利用指導	園内巡回、利用者指導		1回/日以上
ケ	施設点検	法定点検、定期点検等	遊具、ベンチ等施設全般	別表9, 10
コ	防災・災害復旧	予防点検、被災状況調査、復旧等	台風、強風時等	随時
③ 管理事務所の使用				
		清掃、備品管理、AED管理		随時
④ 管理倉庫及び休憩室の使用				
		清掃、備品管理		随時

除草・草刈・芝管理等について

※現在、諏訪公園で実施している芝管理、除草、草刈、低木刈込みについて、年間作業回数及び数量(面積)を下記に示す。

(1) 芝生地管理

区域名	芝生面積(m <sup>2</sup> )	草刈	除草剤散布(回)	除草剤スポット散布(回)	芝施肥	目土掛	その他
レクリエーションゾーン							
区域番号②③	7,500		-	秋季、春季の2回	秋季、春季の2回	1回/2年以上	
区域番号④⑥	3,000	芝高40~50mmを超えないこと	秋季、春季の2回	-			
計	10,500		1,800	300			
文化交流ゾーン							
区域番号①②⑥	9,900		秋季、春季の2回	-	秋季、春季の2回	1回/2年以上	
その他	4,100	芝高40~50mmを超えないこと	-	秋季、春季の2回			
計	14,000		5,900	160			
スポーツ休養ゾーン							
区域番号②	14,200	芝高40~50mmを超えないこと	秋季、春季の2回	-	4回以上	1回以上	エアレーション1回以上 芝補植1回以上 エッジング1回以上
区域番号⑥	5,300		-				
その他	18,000		-	秋季、春季の2回	必要に応じ	必要に応じ	
計	37,500		8,520	-			

(注意事項)

芝刈  
芝高の規定については、主に広場や芝生地を対象としており、植栽の植込み周囲や草の繁茂が著しい箇所についてはこの限りでない。  
他の施設等を損傷しないように刈込み、刈りくずは速やかに処理すること。  
施肥・目土掛け  
生育不良部やグラウンドの不陸等の場合、目土掛けを行い同時に施肥をムラなく実施することで良好な芝生の育成を図る。  
緑切り  
低木寄植、地被類等に伸びる芝のほふく根を随時切り取る。

(2) 除草・草刈・低木刈込・花壇プランター管理

区域名	除草回数		草刈回数		低木刈込回数		花壇プランター数量	
	延作業面積(m <sup>2</sup> )	3回以上	延作業面積(m <sup>2</sup> )	4回以上	延作業面積(m <sup>2</sup> )	1回~4回	植付け数量(株)	植付け数量(株)
レクリエーションゾーン	3,400	3回以上	7,400	4回以上	3,200	1回~4回	18基	90株
文化交流ゾーン	4,000	3回以上	7,500	4回以上	3,500	1回~4回	花壇7m <sup>2</sup> プ23基	320株
スポーツ休養ゾーン	5,400	3回以上	9,000	4回以上	3,500	1回~4回	9基	45株

(注意事項)

除草  
低木寄植、地被類等の周囲に発生する雑草を根から抜き取る。  
草刈  
肩掛け式刈払機を使用するときは、小石等の飛散に注意する。  
低木刈込  
樹種や場所に応じて適切な頻度で刈込むものとし、景觀を損なわないよう実施するものとする。  
花壇プランター管理  
公園の美観向上の為、花を植付け管理する。(年2回花苗の植替え)

## (1) 除草剤の散布について(共通事項)

### 散布作業での遵守事項

- ・ 農薬の飛散に注意し天候、日時(学校行事等)に最大限配慮すること。
- ・ 除草剤散布後の立入り制限については、市と協議を行うこと。
- ・ 散布時は看板による現地表示と必要に応じ柵をし、利用者への事前周知・案内・注意を徹底すること。

### その他注意

- ・ 除草剤の使用については、年度事業計画書に使用薬剤、使用時期、使用箇所、希釈倍率等を記載し、市の承認を得ること。
- ・ 病虫害防除の項に記載した内容を遵守すること。
- ・ 散布に際し、農薬の飛散が少ない機種形状の使用に努めること。
- ・ 農薬使用に代わる手法の検討に努めること。

## (2) 芝生の除草剤散布について

除草剤については必要最小限の使用に留めるが、園内各ゾーンの性格・利用者ニーズを勘案し芝生を維持していくために次の手法を基本とする。

- a 発生前処理(土壌処理)として年2回の全面散布
- b 茎葉処理として手動噴霧器による部分散布(スポット処理)  
※薬剤の飛散を抑えるため、手動噴霧器を使用する。

## (3) 芝生地以外への除草剤散布について

人手により除草、草刈を行うことを原則とするが、エントランス周囲やレンガ舗装など景観を高く保つ必要があり人手で行うことが著しく困難な場合など、必要最小限の範囲で除草剤散布を行う場合は次の点に注意すること。

- ・ 薬剤の飛散を抑えるため、手動噴霧器を使用すること。
- ・ グラウンド、草地、園路等は原則除草剤を使用しないこと。
- ・ 植帯内の宿根草やクズなどの場合には、直接塗布するなど散布以外の手法で対処すること。

諏訪公園 トイレ清掃仕様書

(1)トイレ種別

区域	箇所	棟数	小便器穴数	大便器穴数	身障者穴数	穴数計
レク	管理棟	1	3	4	1	8
	自然観察の池	1	3	4	1	8
文化	イベント広場	1	3	4	1	8
	展望の丘	1	3	4	1	8
スポーツ	多目的広場	1	3	4	1	8
	テニスコート	1	3	4	1	8
	小計	6	18	24	6	48

(2)トイレ清掃頻度

区域	箇所	穴数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
レク	管理棟	8	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	96回
	自然観察の池	8	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	96回
文化	イベント広場	8	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	96回
	展望の丘	8	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	96回
スポーツ	多目的広場	8	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	96回
	テニスコート	8	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回	96回

(3)トイレ清掃仕様

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| ・手洗い場   | 洗浄、拭きあげ                     |
| ・床タイル   | 水洗い、拭きあげ                    |
| ・壁タイル   | 水洗い、拭きあげ(1ヶ月に1回)            |
| ・便器     | 薬剤使用による洗浄                   |
| ・尿石除去   | 薬剤使用による小便器の尿石除去(年1回以上)      |
| ・トイレ内一般 | 汚物、ゴミの撤去処分                  |
|         | 清掃時に汚物入れの袋の交換及びトイレットペーパーの補充 |



## 諏訪公園池清掃について

1. 対象 自然観察の池(レクリエーションゾーン) 約 1,600 m<sup>2</sup>  
ふれあいの池(文化交流ゾーン) 約 3,500 m<sup>2</sup>

## 2. 清掃フロー図

- a. せせらぎ清掃 ⇒ b. 池水の排水 ⇒ c. 魚等の捕獲 ⇒ d. 清掃及び汚泥の浚渫  
⇒ e. 設備の点検、塗装、整備 ⇒ f. 池に貯水

## 3. 留意点

## a. せせらぎ清掃

自然観察の池については、せせらぎ(水路)をブラシ等で水洗いする。

## b. 池水の排水

池制御盤を操作し池の水を公共下水道へ排水する。排水にあたり大牟田市企業局下水道課と排水時期を1ヶ月前までに協議すること。

・自然観察の池(レクリエーションゾーン) 約 900m<sup>3</sup>

・ふれあいの池(文化交流ゾーン) 約 1,200m<sup>3</sup>

・水位が低下すると警報が作動するので留意すること。

## c. 魚等の捕獲

メダカやザリガニ等が池に入っている為、捕獲して場外へ放流する。

## d. 清掃及び汚泥の浚渫

排水後、高圧洗浄車及びデッキブラシ等で池底や壁面を洗浄し、汚泥や藻等を洗い落とす。生じた汚泥等は吸い上げ処理する。

## e. 設備の点検、塗装、整備

池設備の点検調整のほか、ポンプの塗装、その他必要な整備を行う。

## f. 池に貯水

点検終了後、池に水を張る。

・水量が多いため、事前に大牟田市企業局上水道課と協議すること。

・池底はコンクリートのため、夏季高温での作業はb~fまでを迅速に行い、クラックが生じないように注意する。

## 4. その他

・清掃により生じた泥土類は、一般廃棄物として適正に処理すること。

・清掃作業は藻の発生や利用者状況を考慮し最適な時期に実施すること。

・自然生態園の水管理で大量に補給水が必要となった場合も事前に大牟田市企業局上水道課と協議すること。

# 保守点検報告書

別表7

令和      年      月      日 (      ) 天候			
保守点検名	大牟田市諏訪公園噴水設備及び浄化設備保守点検(文化交流ゾーン)		
就労人員	技術員                      名                      ,                      作業員                      名		
作業内容	結果	作業内容	結果
◎ 噴水設備 放射状況確認 ノズル調整  ◎ 噴水ポンプ 絶縁抵抗測定 運転電流値測定 運転状況確認  ◎ ろ過ポンプ 絶縁抵抗測定 運転電流値測定 運転状況確認  ◎ ろ過装置 攪拌モーター絶縁抵抗測定 攪拌モーター絶縁抵抗測定 電動弁絶縁抵抗測定 内蔵制御盤リレー・タイマー調整 内蔵制御盤動作確認 ろ過機ろ材量点検 パッキン類損傷確認  ◎ フロートレスユニット 動作確認	良・否 良・否  良・否 良・否 良・否  良・否 良・否 良・否  良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否	◎ 殺菌装置 絶縁抵抗測定 内蔵制御盤リレー・タイマー調整 運転状況確認 殺菌ランプ点灯確認  ◎ 自動給水弁ユニット 電動弁動作確認 給水状況確認  ◎ 薬注装置 運転状況確認 ポンプ及びタンク点検  ◎ 制御盤 電圧測定 絶縁抵抗測定 リレー・タイマー調整 動作確認  ◎ 配管類 水漏れチェック  ◎ ポンプ類ケレン塗装	良・否 良・否 良・否 良・否  良・否 良・否  良・否 良・否  良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否
連絡事項			

## 保守点検報告書

令和 年 月 日 ( ) 天候			
保守点検名		大牟田市諏訪公園噴水設備及び浄化設備保守点検(レクリエーションゾーン)	
就労人員		技術員 名 , 作業員 名	
作業内容	結果	作業内容	結果
◎ 吐出金具 吐出状況確認	良・否	◎ 殺菌装置 絶縁抵抗測定	良・否
◎ 滝ポンプ 絶縁抵抗測定	良・否	内蔵制御盤リレー・タイマー調整	良・否
運転電流値測定	良・否	運転状況確認	良・否
運転状況確認	良・否	殺菌ランプ点灯確認	良・否
◎ ろ過ポンプ 絶縁抵抗測定	良・否	◎ 自動給水弁ユニット 電動弁動作確認	良・否
運転電流値測定	良・否	給水状況確認	良・否
運転状況確認	良・否	◎ 薬注装置 運転状況確認	良・否
◎ ろ過装置 攪拌モーター絶縁抵抗測定	良・否	ポンプ及びタンク点検	良・否
攪拌モーター絶縁抵抗測定	良・否	◎ 制御盤 電圧測定	良・否
電動弁絶縁抵抗測定	良・否	絶縁抵抗測定	良・否
内蔵制御盤リレー・タイマー調整	良・否	リレー・タイマー調整	良・否
内蔵制御盤動作確認	良・否	動作確認	良・否
ろ過機ろ材量点検	良・否	◎ 配管類 水漏れチェック	良・否
パッキン類損傷確認	良・否	◎ ポンプ類ケレン塗装	良・否
◎ フロートレスユニット 動作確認	良・否		
連絡事項			

## 絶縁抵抗測定表

測定場所 諏訪公園文化交流ゾーン

測定日 令和 年 月 日

天 候

測定器具

測定者

測定器具	大地間			運転電流値 A	結果
	U	V	W		
噴水ポンプ NO.1 水中型 125A×7.5kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
噴水ポンプ NO.2 水中型 125A×7.5kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
噴水ポンプ NO.3 水中型 150A×7.5kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
噴水ポンプ NO.4 水中型 150A×7.5kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
中央噴水ポンプ 水中型 50A×3.7kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
ろ過ポンプ 水中型 125A×15kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
攪拌モーター	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
電動弁	MΩ	MΩ	MΩ		良・否
殺菌装置 NO.1	MΩ	MΩ	MΩ		良・否
殺菌装置 NO.2	MΩ	MΩ	MΩ		良・否
薬注装置	MΩ	MΩ	MΩ		良・否

## 絶 縁 抵 抗 測 定 表

測 定 場 所 諏 訪 公 園 レ ク リ エ ー シ ョ ン ゾ ー ン

測 定 日 令 和 年 月 日

天 候

測 定 器 具

測 定 者

測定器具	大 地 間			運転電流値 A	結果
	U	V	W		
滝ポンプ 水中型 150A×5.5kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
ろ過ポンプ 水中型 125A×15kw	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
攪拌モーター	MΩ	MΩ	MΩ	A	良・否
電動弁	MΩ	MΩ	MΩ	/	良・否
殺菌装置	MΩ	MΩ	MΩ		良・否
薬注装置	MΩ	MΩ	MΩ		良・否

## 諏訪公園内施設一覧

分類	名称	備考	数量				単位
			文化	レク	スポ	計	
園路広場	水上ステージ	シェルター1基含む	1			1	ヶ所
	園路橋	鋼製、RC造		3		3	ヶ所
	疑木ハッ橋	RC造		1		1	ヶ所
修景施設	池	噴水有(機械室1ヶ所)	1			1	ヶ所
	池	噴水無(機械室1ヶ所)		1		1	ヶ所
	展望台	鉄骨造	1			1	ヶ所
	藤棚	コンクリート柱		2		2	基
	パーゴラ	疑石柱			3	3	基
	モニュメント	ステンレス	1		1	2	基
	モニュメント	銅像	1			1	基
	モニュメント	石	1			1	基
	トレリス	ゲート	1			1	ヶ所
	プランター	コンクリート製	23	18	9	50	基
	花壇	レンガ	1			1	ヶ所
	芝生		14,000	10,500	37,500	62,000	m <sup>2</sup>
	レリーフ	壁画	4			4	ヶ所
レリーフ	サークルベンチ	2			2	ヶ所	
遊戯施設	大型遊具	ローラー滑り台等含む		1		1	基
	ブランコ	2連(児童用)		1		1	基
	ブランコ	4連(幼児用)		1		1	基
	ネットブランコ	4連			1	1	基
	コンビネーション遊具	鋼製			1	1	基
	ロープウェイ	鋼製		1		1	基
	砂場	擬石		1		1	基
	登はん遊具	鋼製ジャングルジム		1		1	基
	登はん遊具	ロープスイング		1		1	基
	リングネットトンネル	鋼製		1		1	基
	健康遊具	ストレッチ、懸垂、腹筋等			10	10	基
	健康遊具	足ツボ、案内板			1	1	基
	ちびっこハウス	高密度ポリエチレン		1		1	基
	幼児用遊具	鋼製汽車		1		1	基
	幼児用ローラー滑り台	鋼製		1		1	基
	砂場用日よけ			1		1	基
	クライマー系複合遊具	鋼製		1		1	基
平均台	高密度ポリエチレン		1		1	基	
ちびっこテーブルセット	高密度ポリエチレン		1		1	基	
休養施設	シェルター			1		1	基
	四阿	コンクリート製	1	2	5	8	基
	複合(パーゴラ・四阿)	コンクリート製	1			1	基
	野外卓	再生木材		9		9	基
	ベンチ	木製	29	4	27	60	基
	ベンチ	石、再生木材	4	1	16	21	基
	ベンチ	屋根付		1		1	基
縁台	木製			7	7	基	
便益施設	便所	RC造	2	2	2	6	ヶ所
	更衣室	RC造			1	1	ヶ所
	水飲・手洗兼用、足洗い場		2	3	8	13	基
	時計台	時計(2面式)	1		2	3	基
時計台	時計(3面式)		1		1	基	
管理施設	管理棟			1		1	ヶ所
	放送施設	スピーカー等		1		1	基
	低圧引込分電盤		1	1	1	3	基
	警報表示灯		3	3	3	9	基
	照明(LED)	鋼管柱1灯式	31	20	55	106	基
	照明(蛍光灯)	フットライト			3	3	基
	案内板	園内案内板	1	1	2	4	基
	案内柱	方向表示	5	6	6	17	基
	啓発看板	鋼製、木製	5	2	3	10	基
	園銘柱		1	1	1	3	基
	車止め	擬石	12	13	52	77	基
	車止め	鋼製、木製	11	4	28	43	基
	テニスコート	砂入り人工芝			6	6	面
バックネット				2	2	基	
教養施設	自然生態園		1			1	ヶ所
	学習案内板	木製	2			2	基
	照明(ソーラー)		4			4	基
	水上デッキ	RC造	1			1	ヶ所

定期点検等項目

(1) 電気・機械設備点検

※電気・機械設備においては次に掲げるとおり、保安上点検等が必要な設備について定期点検等を行う。

管理項目	場所	対象	内容	点検頻度
低圧受電設備	レクリエーション・スポーツ休養・文化交流ゾーン	引込分電盤、制御盤 回転灯	作動点検、タイマー確認 作動点検	年4回 年4回
照明灯設備	各トイレ	園内灯、トイレ照明等 警報 制御盤	巡視点検 作動点検 作動点検、タイマー確認	年4回 随時
放送設備	管理棟	放送機器、スピーカー	作動点検、清掃	随時
空調設備	管理棟	エアコン	作動点検、清掃	年2回
池設備	レクリエーション・文化交流ゾーン	キュービクル、循環設備等	定期点検	年1回(別紙)

(2) その他施設点検

※別表(8)の公園施設については日常点検とは別に、概ね月1回の定期点検(下記を参考)を実施すること。  
なお、同時に各施設の構造上の点検を遊具点検表に準じて行うこと。

項目	内容	項目	内容
園路・広場	不陸・排水不良はないか	せせらぎ	藻、コケの発生はないか
	段差は生じてないか		危険物の混入はないか
	放置車両はないか	樹木	照明灯との接触はないか
	不法占拠、不法使用はないか		動線に影響はないか
給水施設	漏水はないか	看板・表示板	表示不明はないか
	衛生上問題ないか	時計	時間誤差はないか
排水施設	土砂堆積・蓋破損紛失はないか	防犯カメラ	異常はないか
	水量・水質は適度か		ひどく汚損してないか
池	設備に異常はないか(異音等)	その他	イタズラ・落書きはないか

## 遊具点検表

日常点検: 次の着眼点と点検項目を参考に月1回の点検を行うこと

- ・目視・触診・聴診等により施設の変形や異常の有無を調べる
- ・構造部材のぐらつきや腐食、破損、磨耗、変形の有無を調べる
- ・定期点検の劣化判定を参考に点検を行う
- ・異常を発見した場合は、使用禁止の措置を講じて、専門技術者による点検を行う

施設名	点検箇所	点検項目
共通事項	清掃	汚損していないか
	止金具類	ボルト、ナット、ピンの緩みはないか
	金属製	錆びの発生 穴あき 溶接箇所の異常
	芝生広場	マットはめくれていないか
	遊具利用	利用動線部に突起物、支障物はないか 利用範囲に危険要因はないか
大型遊具	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	階段手摺り	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	特記	その他遊具に準じる
ローラー滑り台 (大型遊具)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	階段手摺り	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	ローラー	回転は良いか 磨耗 カバー破れ 油切れ
幼児用ローラー滑り台	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	ローラー	回転は良いか 磨耗 カバー破れ 油切れ
2連ブランコ (児童用)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	吊金具・鎖	破損 腐食 磨耗 ボルト緩み 油切れ
	乗板・座板	破損 腐食 突出 その他
	特記	回転部 チェーン取付部 異音
4連ブランコ (幼児用)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	吊金具・鎖	破損 腐食 磨耗 ボルト緩み 油切れ
	乗板・座板	破損 腐食 突出 その他
	特記	回転部 チェーン取付部 異音
ロープウェイ	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	吊金具・鎖	破損 腐食 磨耗 ボルト緩み 油切れ
	ロープ・ワイヤー	切断 擦り切れ 緩み その他
	特記	吊金具に指が入る隙間はないか
砂場	本体	破損 その他
	砂	砂の減少 排水不良 危険物の混入
砂場用日よけ	本体(支柱)	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	シェード	破損 その他
	取付金具	破損 腐食 磨耗 ボルト緩み 油切れ
	基礎	破損 腐食 露出 その他
登はん遊具 (鋼製ジャングルジム)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	基礎	破損 腐食 露出 その他
登はん遊具 (ロープスイング)	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	ロープ	切断 擦り切れ 緩み ネット間隔 その他
	基礎	破損 腐食 露出 その他
リングネットトンネル	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	ロープ	切断 擦り切れ 緩み ネット間隔 その他
	基礎	破損 腐食 露出 その他
ちびっこハウス	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	基礎	破損 腐食 露出 その他
幼児用遊具 (鋼製汽車)	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	基礎	破損 腐食 露出 その他
	特記	その他遊具に準じる



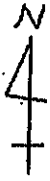
## 遊具点検表

日常点検:次の着眼点と点検項目を参考に月1回の点検を行うこと

- ・目視・触診・聴診等により施設の変形や異常の有無を調べる
- ・構造部材のぐらつきや腐食、破損、磨耗、変形の有無を調べる
- ・定期点検の劣化判定を参考に点検を行う
- ・異常を発見した場合は、使用禁止の措置を講じて、専門技術者による点検を行う

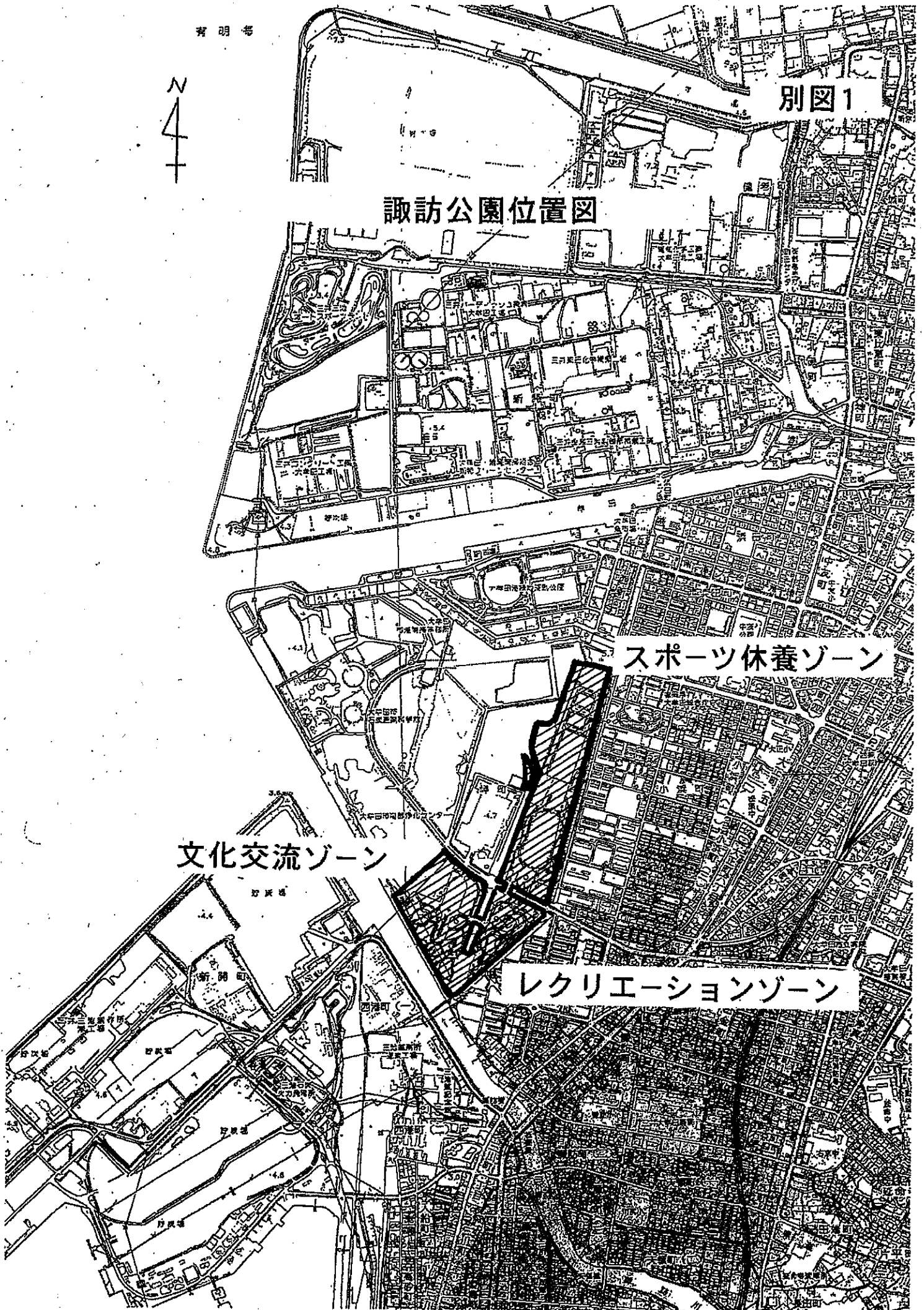
施設名	点検箇所	点検項目
クライマー系複合遊具	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	階段手摺り	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	特記	その他遊具に準じる
平均台	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
ちびっこテーブルセット	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
共通事項	清掃	汚損していないか
	止金具類	ボルト、ナット、ピンの緩みはないか
	金属製	錆びの発生 穴あき 溶接箇所の異常
	木製	割れ、ささくれはないか 腐食
	芝生広場	マットはめくれてないか
	遊具利用	利用動線部に突起物、支障物はないか 利用範囲に危険要因はないか
	4連ネットブランコ	基礎
本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他	
吊金具・鎖	破損 腐食 磨耗 ボルト緩み 油切れ	
乗板・座板	破損 腐食 突出 その他	
特記	回転部 チェーン取付部 異音	
鋼製コンビネーション遊具	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	階段手摺り	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 塗装 その他
	特記	その他遊具に準じる
健康遊具 (足つぼ)	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
	手摺り	破損 腐食 ぐらつき 倒伏 その他
健康遊具 (腹筋ベンチ)	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
	木製	割れ、ささくれはないか 腐食
健康遊具 (ジャンプタッチ)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
健康遊具 (あん馬ベンチ)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
健康遊具 (ストレッチバー)	木製	割れ、ささくれはないか 腐食
	基礎	破損 腐食 露出 その他
健康遊具 (腹筋トレーニングベンチ)	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
	木製	割れ、ささくれはないか 腐食
健康遊具 (ぶらさがりバー)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
健康遊具 (ツイスト)	基礎	破損 腐食 露出 その他
	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
健康遊具 (背のばしベンチ)	木製	割れ、ささくれはないか 腐食
	基礎	破損 腐食 露出 その他
健康遊具 (懸垂バー)	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
	基礎	破損 腐食 露出 その他
健康遊具 (腕立てトレーニングベンチ)	本体	破損 汚損 踏面に突起物 その他
	木製	割れ、ささくれはないか 腐食
基礎	破損 腐食 露出 その他	

スポーツ休養ゾーン

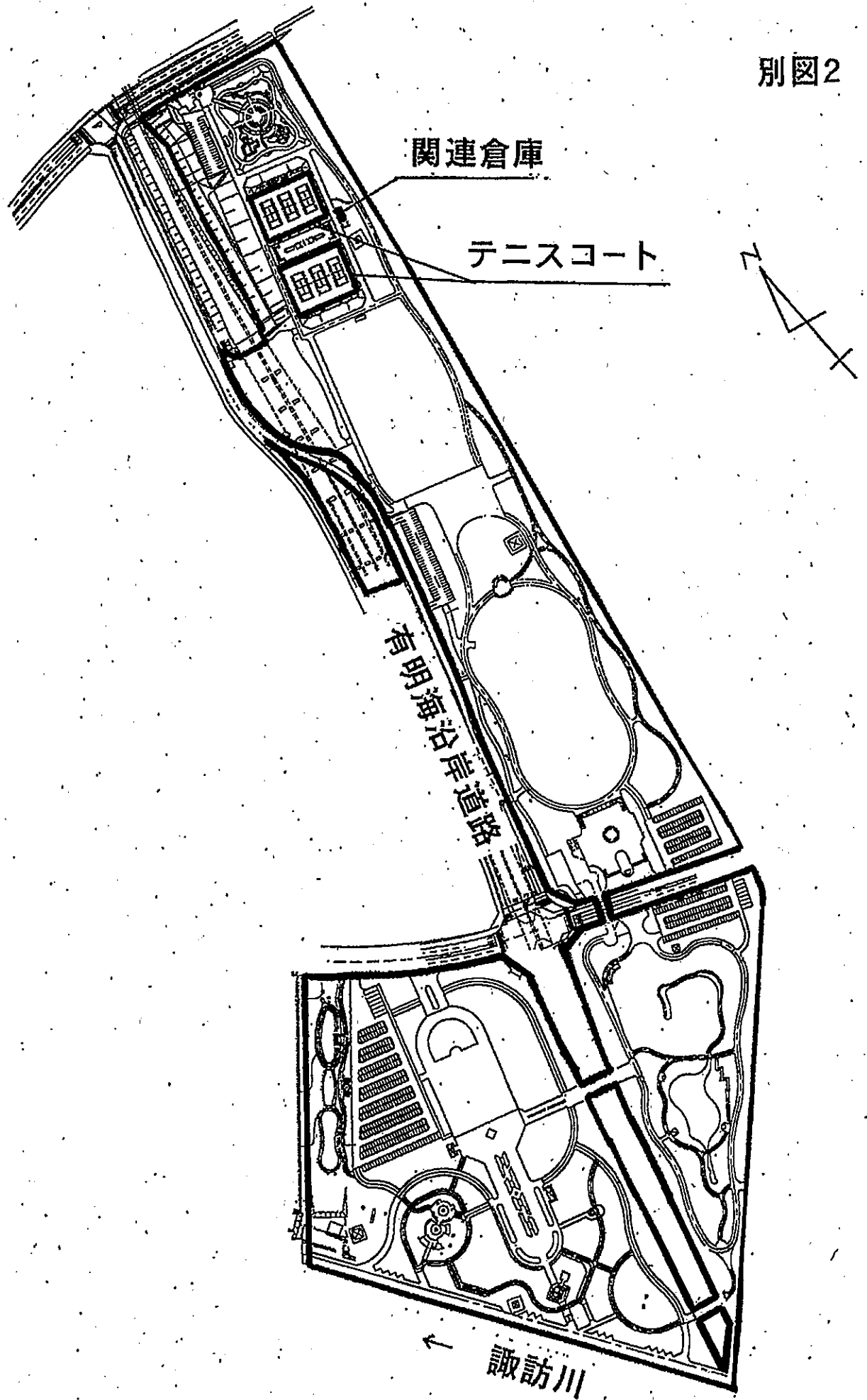


別図1

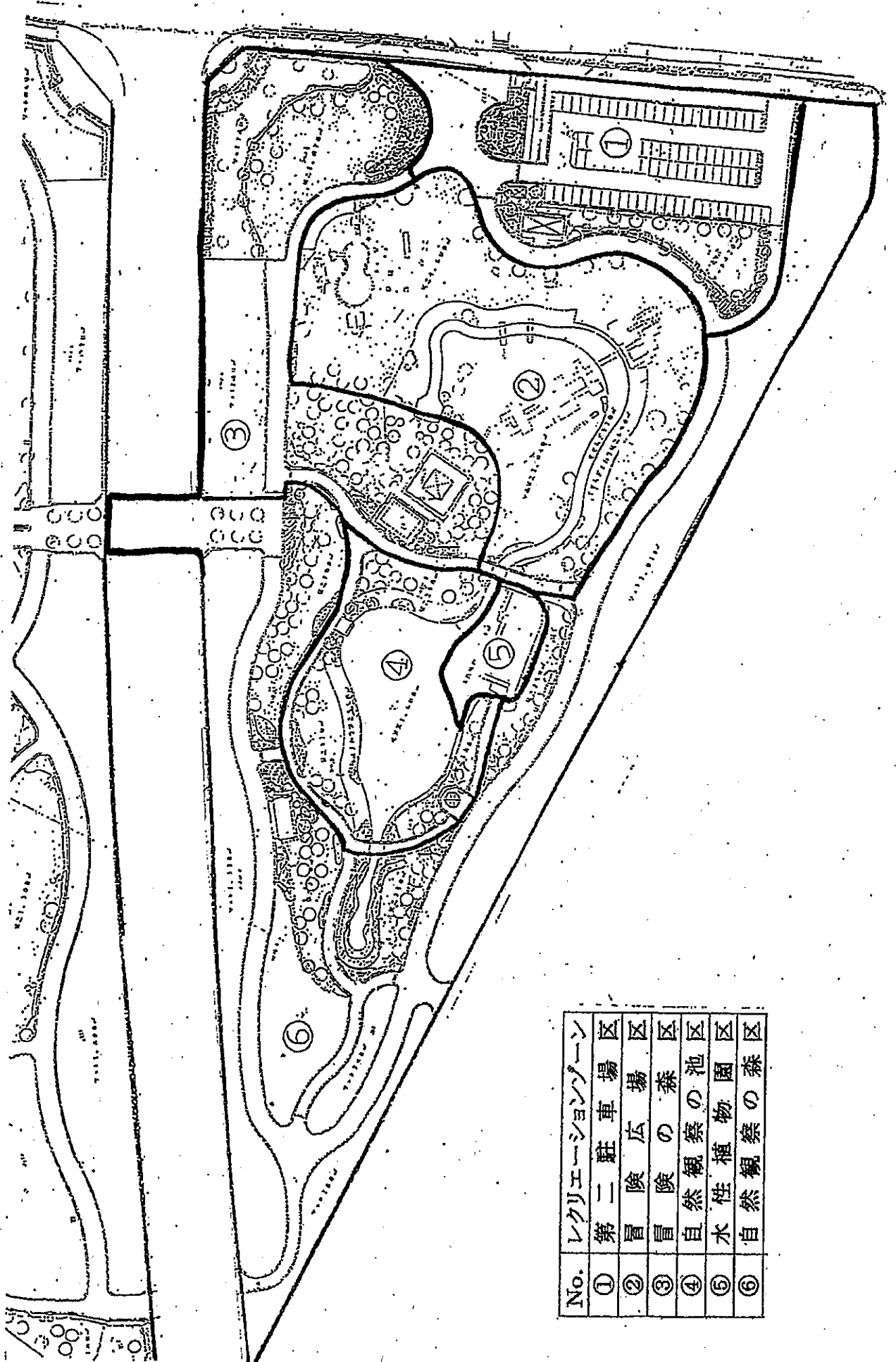
諏訪公園位置図



別図2



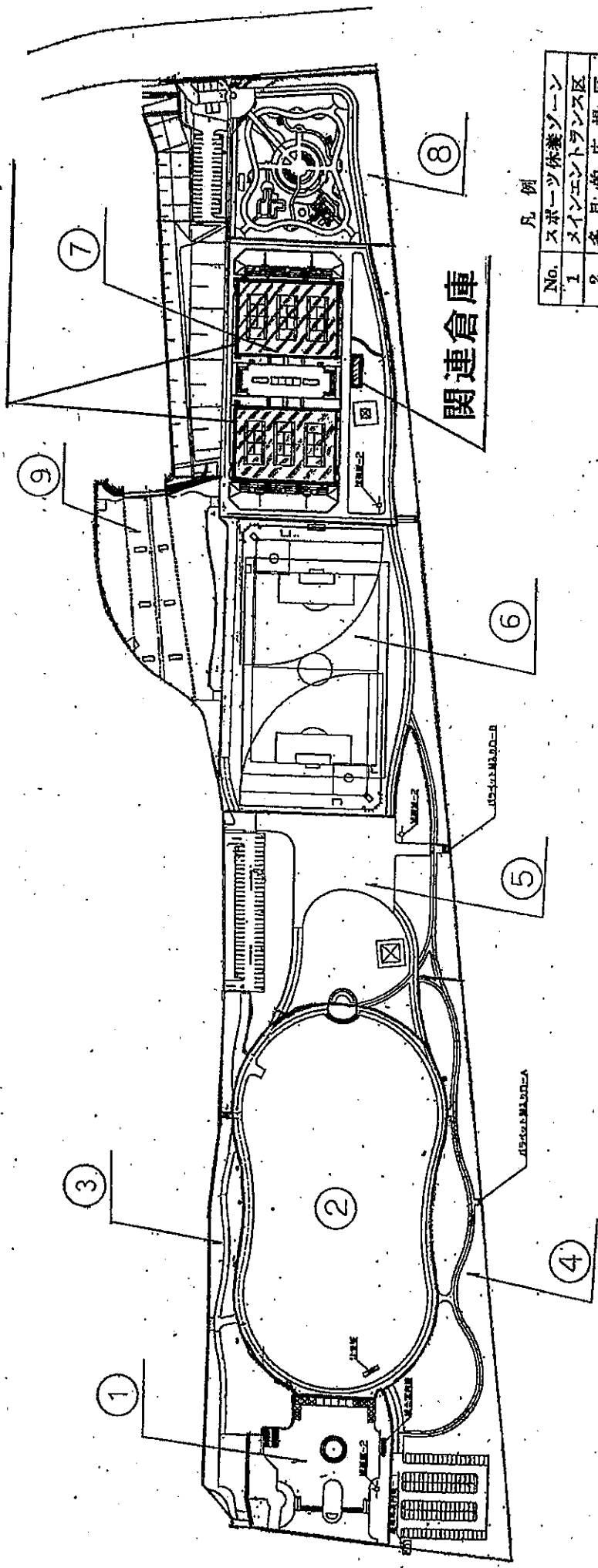
諏訪公園(レクリエーションゾーン)平面図



No.	レクリエーションゾーン
①	第二駐車場区
②	冒険広場区
③	冒険の森区
④	自然観察の池区
⑤	水性植物園区
⑥	自然観察の森区

諏訪公園(スポーツ休養ゾーン)平面図

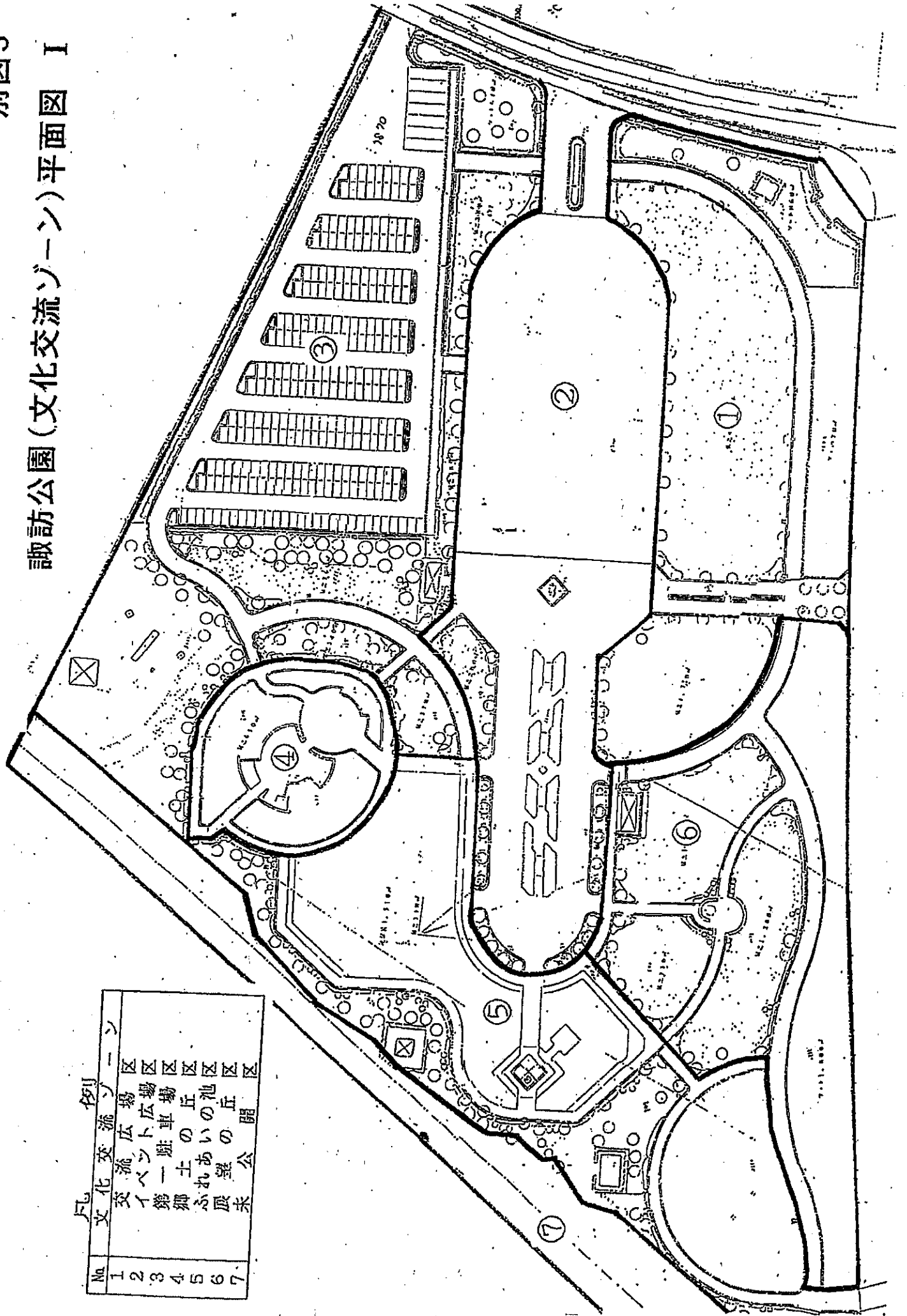
テニスコート



凡例

No.	スポーツ休養ゾーン
1	メインエントランス区
2	多目的広場区
3	西外周区
4	東外周区
5	遊歩広場区
6	運動広場区
7	テニスコート区
8	トリアムコート区
9	高栗下広場区

諏訪公園(文化交流ゾーン)平面図 I



No.	文化交流ゾーン
1	交流広場区
2	イベント広場区
3	第一駐車場の区
4	郷土の丘の区
5	ふれあいの丘の区
6	展望の丘の区
7	未開区

諏訪公園(文化交流ゾーン)平面図 II

凡 例

No.	文化交流ゾーン
8	自然生態園区

